

特定技能制度

わが国における外国人材受入の基本的な方針は、専門的・技術的分野の外国人材は積極的な受入が可能で、それ以外の分野ではさまざまな検討を要するという考えのもとに行われてきました。専門的・技術的分野以外の産業においては、従来、在留資格「技能実習」で入国した外国人材が技能実習生として全国各地、様々な業種で活躍していますが、2019年4月1日に改正入管法が施行され、新しく在留資格「特定技能」が設けられました。これにより、深刻な人手不足と認められた建設業や介護、飲食料品製造業等の14分野において外国人労働者の就労が可能となりました。

この特定技能制度は、それまでの就労資格と違い在留資格の認可の要件に「学歴」や「母国における関連業務への従事経験」が不要なため、外国人材にとって取得が比較的容易な資格となっています。

特定技能制度には、1号と2号があり、特定技能1号は、分野毎に課せられる技能試験と日本語試験に合格するか（試験ルート）、技能実習2号を良好に修了すること（技能実習からの移行ルート）で、当該分野に限り5年間の就労が可能になる資格です。特定技能2号は、1号修了者が移行できる資格で、現在、建設と造船・船舶工業の2分野のみが1号から2号への移行が可能分野となっています。

技能実習制度との違い

深刻な人材不足となっている分野における「労働力の確保」を目的とする特定技能制度に対し、外国人技能実習制度は、本来、開発途上国等への技術・技能の移転と経済発展を担う「人づくり」に協力する国際貢献を目的としています。現状、多くの企業等が技能実習生を労働力として活用しているのが実態ではありますが、今後は、特定技能外国人材の活用が増加が予想されます。技能実習制度と特定技能制度の実務上の大きな違いとしては、次の2つが挙げられます。

① 特定技能制度は転職が可能

技能実習制度では、原則として受入事業体の倒産と技能実習2号から3号への移行の場合のみ、他の事業体への転籍が可能です。一方、特定技能は就労資格であるため、同一職種内の転職が可能です。この特定技能制度では転職が可能であるということは、技能実習制度と比較して、外国人材にとってはメリットと考えられますが、受入事業体としては、早期に退職されるリスクがあるということはいえるでしょう。

なお、特定技能制度は直接雇用が原則ですが、農業・漁業に関しては季節等によって繁閑の差が激しいため、派遣形態での雇用が可能です。たとえば、人材派遣会社等が外国人材を雇用し、農業法人等から請け負った農作業等を外国人材が従事することも可能です。

② 特定技能制度は人数制限がない

技能実習制度は、適切な指導が求められるという観点から受入れには人数制限がありますが、特定技能制度は、目的が人手不足を補うことにあるので、建設及び介護を除き受入れ人数に制限がありません。

特定技能制度の概況（出入国在留管理庁「特定技能1号在留外国人数(令和3年3月現在)」より

国籍・地域	総数	介護	ビルクレーニング	素材材産業	産業機械製造業	電気・電子情報関連産業	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造業	外食業
総数	22567	1705	281	1669	1937	994	2116	592	247	16	83	3359	314	8104	1150
ベトナム	14147	870	163	1001	1110	657	1616	136	83	1	32	1593	85	6121	679
中国	2050	125	3	203	218	77	170	72	1	2	4	376	29	652	118
インドネシア	1921	280	23	197	314	38	75	41	4	0	12	391	200	329	17
フィリピン	1731	184	18	98	204	94	123	319	136	1	3	339	0	188	24
ミャンマー	959	103	36	29	20	57	32	2	15	0	8	72	0	518	67
タイ	572	6	2	125	59	59	43	19	0	0	0	117	0	131	11
カンボジア	569	12	11	3	2	3	32	3	1	0	0	404	0	97	1
ネパール	182	68	16	0	0	0	11	0	1	2	9	15	0	6	54
その他	436	57	9	13	10	9	14	0	6	10	15	52	0	62	179